

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うための税務システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・香川県は県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うために「税務システム」を使用している。「税務システム」内で他のシステムとのアクセス制御を行った「個人番号保管システム」において特定個人情報ファイルを取り扱う。
- ・税務システムに係る運用業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに基づき委託仕様書に記し契約しているほか、香川県個人情報保護条例及び「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに則ったもの)を遵守するよう契約書に明記している。

評価実施機関名

香川県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月29日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収・調査に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。具体的事務は以下の事務。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 (自動車二税、法人三税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等) 2. 収納及び還付(充当)事務、納税証明書の交付、督促状(催告書)送付や滞納整理等を行う管理収納業務 3. 納税者の納税者情報及び課税場所情報等を管理する共通業務 納税者からの申告・届出又は調査により課税(減額)し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促(催告)を行った後、滞納整理を行う。 (※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照) 納税者情報を管理している共通業務においては、納税者の住所や名前等により名寄せを行い、より正確な課税及び管理収納業務を行う。本県独自の納税者番号と個人番号を関連付ける個人番号保管システムにより、個人番号を利用する。(個人番号保管システムにより、情報提供ネットワーク等に対して情報照会を行い、納税者の特定・突合をする。)
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収・調査に関する電算処理を行う。システムの機能は次のとおり。 1. 各課税サブシステム:課税、減免等の課税業務を行う。 2. 管理収納サブシステム:収納及び還付(充当)事務、納税証明書の交付、督促状送付等の管理収納業務を行う。 3. 滞納整理サブシステム:滞納者との折衝記録管理、滞納処分等の滞納整理等を行う。 4. 共通サブシステム:納税者の納税者情報及び課税場所情報等を一元的に管理する共通業務を行う。 5. 個人番号保管システム:情報提供ネットワーク等に対して情報照会を行い、納税者番号と個人番号を関連付ける。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム(eLTAX)は電子記録媒体で連携)

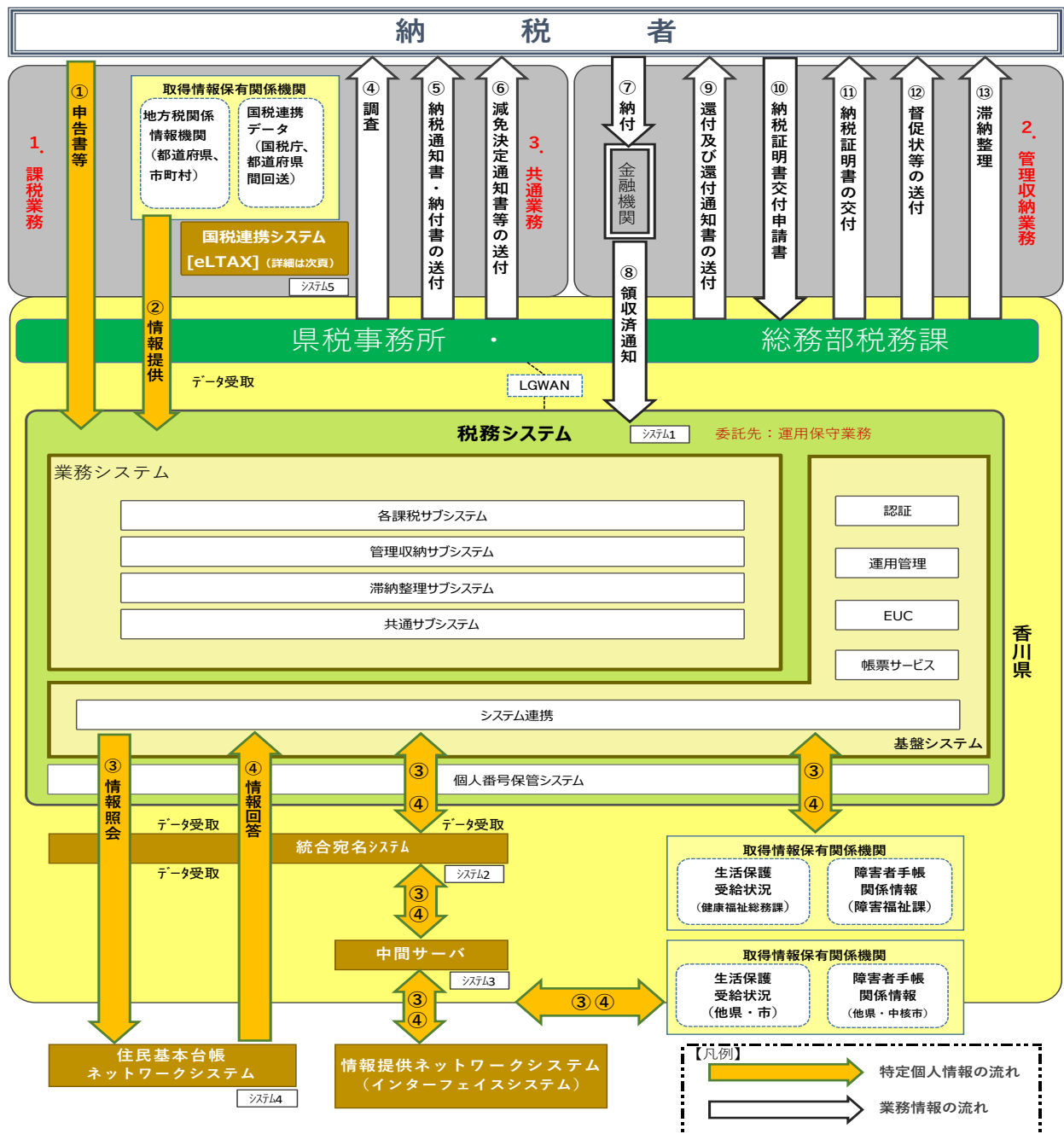
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	統合宛名システムは、庁内の各業務システムが個別に管理している識別番号を個人番号とひも付け、庁内業務システムと中間サーバーとのデータの受け渡しを行う。 ①宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能 ②基本4情報等管理機能 統合宛名システムにおいて基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の情報を統合宛名番号及び個人番号とひも付けて保存し、管理する機能 ③中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く基本4情報等を通知する機能 ④庁内業務システム連携機能 庁内業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く基本4情報を通知する機能 ⑤中間サーバー連携支援機能 庁内業務システムに代わって、中間サーバーに対して特定個人情報の照会・提供を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (中間サーバー、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、庁内業務システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 ①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 ④庁内業務システム等接続機能 中間サーバーと庁内業務システム、統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理等を行う機能 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (庁内各業務システム)
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載) 1.本人確認情報の更新 :都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2.香川県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :香川県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会又は他部署への移転に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3.本人確認情報の開示 :法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、以下の二つの方法により開示する。 ①当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し帳票に出力する。 ②本人確認情報が記録された磁気ディスクから画面表示装置を用いて表示したものを閲覧させる。 4.機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5.本人確認情報検索 :都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6.本人確認情報整合 :都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (備考:税務システムは目視又は電子記録媒体で連携)
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX) 備考:税務システムは電子記録媒体で連携)

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人番号保管ファイル、 2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル、3. 税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○県税の公平・公正な課税、管理収納業務の効率化 ＜1. 個人番号保管ファイル＞ ・本県独自の納税者番号と個人番号を関連付けることにより、納税者の特定・突合を行い、より正確な課税及び管理収納業務を行うため。 ・障害者関係情報や生活保護関係情報により、県税の減免事務等を効率化するため。 ＜2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル＞ ・個人事業税では、国税連携システムから個人番号付きの所得税申告書等の税務関係書類を受信（收受）することとなり、受信（收受）した所得税申告書情報は、原本として保存することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ＜3. 税務システムデータベースファイル＞ ・申告書等の税務関係書類の記載事項に個人番号が追加されることに伴い、受理した申告書に記載された個人番号を含む特定個人情報を税務システムに保有する必要があるため。 ・個人番号を活用することで、正確かつ効率的に個人を特定し、公平・公正な賦課徴収事務を行うため。
②実現が期待されるメリット	○県税の公平・公正な課税、管理収納業務の効率化及び納税者の利便性の向上 ＜1. 個人番号保管ファイル＞ ・本県独自の納税者番号と個人番号を関連付けることにより、納税者の特定・突合を行い、より正確な課税及び管理収納業務が行える。 ・障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上する。 ＜2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル＞ ・個人事業税では、所得税申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公正な課税に資するものと期待される。 ＜3. 税務システムデータベースファイル＞ ・唯一無二性を有する個人番号を利用することで、個人の特定（納税者情報の名寄せ）の正確性が向上し、事務が効率化されるとともに、県税の公平・公正な賦課徴収の実現が期待される。 ・県が他の地方自治体等と情報提供ネットワークによる情報連携を行うことで、納税者の方が県税の減免申請等をする際に、添付書類を省略することができるなど納税者負担の軽減が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

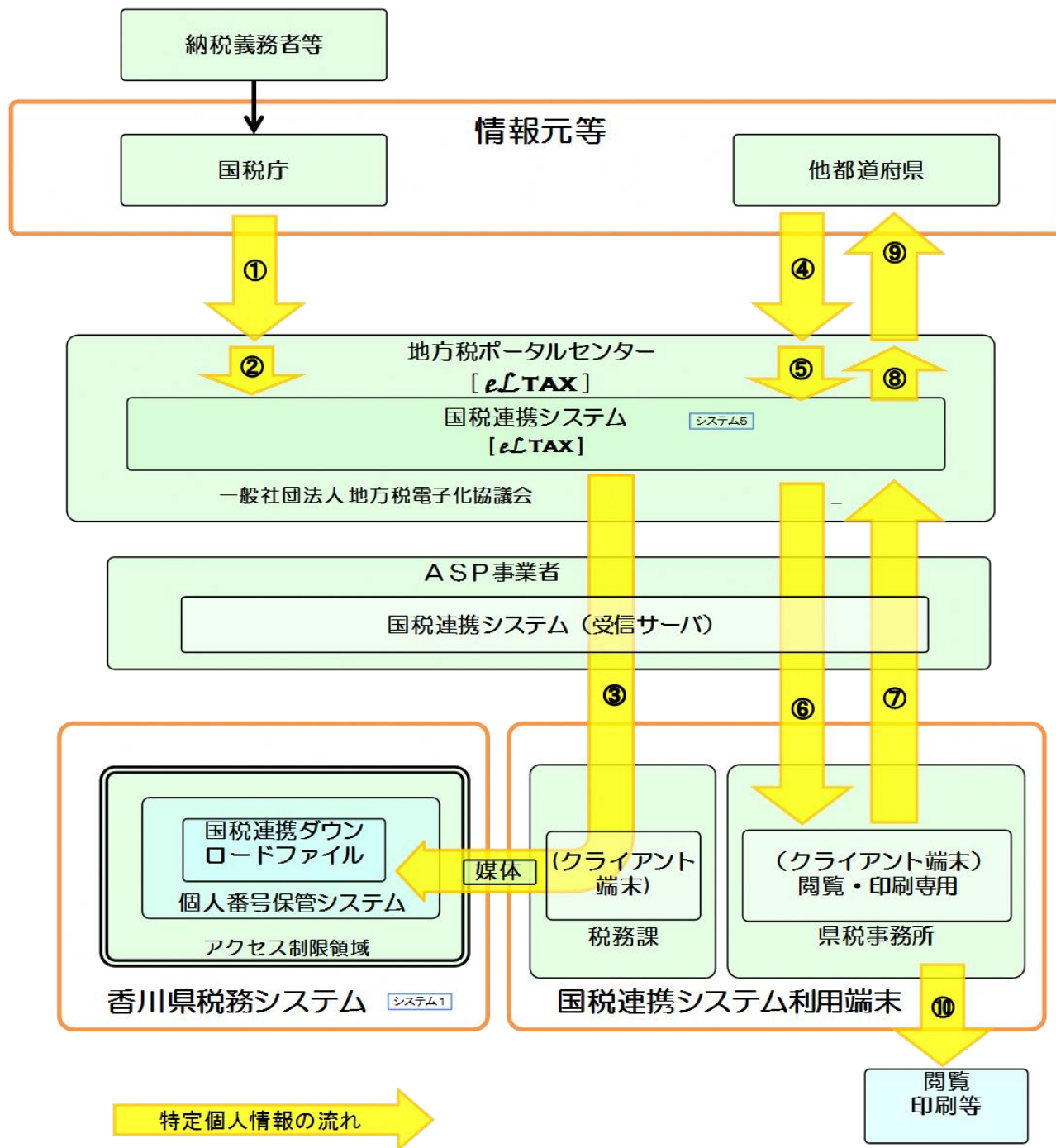
税務システム



(備考)

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 取得情報保有関係機関からの情報提供により、減免決定等の確認を行う。
- ③ ①及び②について、番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
- ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ⑤ ①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書(納付書)を送付する。
- ⑥ ②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑦ 納税者が納付書により金融機関へ納付する。
- ⑧ ⑦の納付の内容を金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑨ 納付額が課税額より多い場合は、超過額を還付(充当)のうえ、納税者に還付(充当)通知書を送付する。
- ⑩ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑪ ⑩に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑫ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状(催告書)を送付する。
- ⑬ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 国税庁から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- ② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- ③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得し、税務システムに格納する。
- ④ 他都道府県から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
- ⑤ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- ⑥ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得する。
- ⑦ 他都道府県に係る所得税申告書等データを、国税連携システム(eLTAX)に格納する。
- ⑧ 国税連携システム(eLTAX)は、所得税申告書等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
- ⑨ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを他都道府県に送信する。
- ⑩ 国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人番号保管ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な課税、管理収納業務を行うため、その対象となる範囲の特定個人情報を保有することが必要である
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☒] 障害者福祉関係情報 [☒] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 備考: 口座登録・連携ファイル関連情報、障害者福祉関係情報及び生活保 [☒] その他 (護・社会福祉関係情報は統合宛名システム及び中間サーバーが記録して) いる。税務システム上にはなし。
その妥当性	識別情報及び連絡先等情報(上記○のもの) ・本県独自の納税者番号と個人番号を関連付けることにより、納税者の特定・突合を行い、より正確な課税及び管理収納業務を行うために記録する。 なお、業務関係情報のうち、国税関係情報・地方税関係情報・障害者福祉関係情報・生活保護関係情報については、照会を行うが、記録はされない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月4日
⑥事務担当部署	香川県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保健福祉総務課、障害福祉課、自治振興課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁(税務署)、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	☐ 定期的に入手する事務(毎年) ・個人事業税の定期課税に関する事務: ☐ 個別的に対応する事務(随時) ・申告及び届出時: 申請等を受け付けた都度 ・納税者の特定時: 事務上、納税者の特定が必要な都度	
④入手に係る妥当性	☐ 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため、国税庁(税務署)から国税連携システムを経由して、電子記録媒体により税務システムへ前年分所得税確定申告の情報を毎年4月に1回入手している。 ☐ 個別的に対応する事務 ・新規の申告又は届出等について、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。	
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律及び香川県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 本人から入手する情報については、入手すること・利用目的を本人に明示する。(ただし、地方税法等で定められた情報についてはその限りではない。) また、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な課税、管理収納業務の効率化	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	香川県総務部税務課、香川県県税事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		本県の共通システムにおける納税者情報(4情報等)を持った納税者番号と、本人等から入手した個人番号を、個人番号保管システムで関連付けることにより納税者の特定・突合を行い、課税業務や管理収納業務、滞納者管理業務に必要な情報をもとに、より正確で効率的な事務を行う。 なお、リスクを最小限にとどめるため、業務情報を持たない個人番号保管システム内のファイルにのみ保管し、既存の他の税務システムにおいては、保管・接続をしない。
	情報の突合 ※	○課税に関する事務：県税の減額決定等を行うにあたり、本人からの申告書等の内容の正確性確認のため、本人又は市町村等から入手した個人番号を個人番号保管システムで納税者番号により関連付けて納税者の特定をしたうえで、必要な情報のみ税務システムに取り込む。 ○管理収納業務、滞納者管理業務：納税証明書等の発行や滞納整理を行うにあたり、共通システムにおいて2つ以上の納税者番号を持った納税者を、個人番号保管システムで本人又は市町村等から入手した情報により特定することで名寄せを行い、より正確な事務を行う。
	情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行いが、個人番号を用いて特定の個人を判別できるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・地方税関係情報により県税の軽減を行う際に、他機関への問合せに使用 ・障害者に対する県税の減額決定を行う際に、他機関への問合せに使用 ・生活保護者に対する県税の減額決定等を行う際に、他機関への問合せに使用
⑨使用開始日		平成29年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 2) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	税務システム運用業務	
①委託内容	税務システムの運用に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数 ☐ 10万人以上100万人未満	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	委託先は、税務システムの運用を行うため、税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (県庁舎内に設置している端末から税務システム運用操作を行う。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札情報・契約情報として、香川県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社香川支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約及び香川県情報セキュリティポリシーに基づいて、委託先が書面による申請を行い、本県が税務システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。
	⑨再委託事項	税務システム運用業務の一部

委託事項2～5	
委託事項2	税務システムデータエントリ業務
①委託内容	申告書等(軽油引取税及び不動産取得税の帳票等)のパンチ入力によるデータ化
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数 [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※ 軽油引取税及び不動産取得税の対象帳票の申告書等に記載された者	
その妥当性 税務システムに登録する各種入力帳票によるデータを、汎用機で利用できる形式へパンチ入力しなければならないが、件数が多いため所管課において処理できない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (備考:委託先からの納品は電子記録媒体による)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札情報・契約情報として、香川県ホームページにて公表している。
⑥委託先名	株式会社徳島データサービス
再委託 ⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		・入退室許可書(ICカード)で入退室管理を行っているサーバ室の中に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室権限を持つ者は限定されており、サーバ室内の行動は監視カメラで記録している。 ・サーバにアクセスする者はID及びパスワードで制御されており、ログ情報が保管・管理されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	滞納・課税とともになく、死亡が確認された情報のみを原則として死亡年月日より8年経過で消去することとし、その他は必要な時(※)のために保管しておく。(※遡及は一般に7年となっているが、中断等によりそれ以上となる場合もあるため)
③消去方法		データについては、税務システムにおいて上記の期間経過後を消去条件として設定し、消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行うこととする。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
その必要性	都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)に対し、個人事業税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、所得税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 基本4情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 業務関連情報(国税・地方税関係情報):国税・他自治体への情報連携のため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月4日
⑥事務担当部署	香川県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、デジタル庁) ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))	
③入手の時期・頻度		【国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 国税庁に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領し、その提出時期については所得税法等に規定されている。例えば、所得税の確定申告書については2月1日から3月15日の期間に国税庁に提出され、日次で国税庁から受領する。他の都道府県からは、香川県に課税権があることが判明した場合、その都度当該データが回送される。 ・データのダウンロードは、4月に1回/年	
④入手に係る妥当性		国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データを国から受けている。	
⑤本人への明示		地方税法第72条の59第1項、番号法第19条第10号等において、国税連携システム(eLTAX)から特定個人情報を入手することが明示されている。	
⑥使用目的 ※		都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)に対し、個人事業税の適正かつ公正な賦課及び徴収の実現のため、所得税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	香川県総務部税務課、香川県県税事務所(事業税課)	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 ・受け取った電子情報を国税連携システムのクライアント端末で、閲覧・印刷する。 ・受け取った電子情報を個人番号を除いて電子記録媒体経由で税務システムへ連携する。(※1回/年)	
情報の突合 ※		このファイルでは行わない。	
情報の統計分析 ※		このファイルでは行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		個人事業税の課税	
⑨使用開始日		平成29年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 件 ☐ 2) 件	
委託事項1	国税連携システムの運用支援・保守	
①委託内容	国税連携システムの運用支援・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体	
対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満	
対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税庁に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
その妥当性	システムを安定的に稼働させるため、専門知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札情報・契約情報として、香川県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託については、地方税共同機構の承認を得たeLTAXサポート事業者に対して行うことを前提とし、契約及び香川県セキュリティポリシーに基づいて委託先が書面による申請を行い、本県がエルタックス審査システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。
	⑨再委託事項	国税連携システム業務の運用支援における、現地対応作業及び問合せ対応。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	本県に住所を有するか、事業所を有しないため本県で個人事業税を賦課しない者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に住所を有するが、事業所を有しないため本県で個人事業税を賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☒] 紙 地方税ポータルセンター(eLTAX) [☒] その他 (備考: 紙での提供は、該当事務所への郵送による) 摘要: 専用線はLGWAN
⑦時期・頻度	他の都道府県の課税対象者であったことが判明した場合に送付する。(随時)

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<香川県側> ・入退室許可書(ICカード)で入退室管理を行っているサーバ室の中に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室権限を持つ者は限定されており、サーバ室内の行動は監視カメラで記録している。 ・サーバにアクセスする者はID及びパスワードで制御されており、ログ情報が保管・管理されている。 <国税連携システム(eLTAX)側> ・受信サーバは有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [20年以上]
	その妥当性	<香川県側> 地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規則において業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めているので、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上としている。 <国税連携システム(eLTAX)側> 国税連携システムの受信サーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっている。
③消去方法		<香川県側> データについては、税務システムにおいて上記の期間経過後を消去条件として設定し、消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行う。 <国税連携システム(eLTAX)側> 税務システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する税務課職員が手作業でデータを消去する。 情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。
7. 備考		
—		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な課税、管理収納業務を行うため、その対象となる範囲の特定個人情報を保有することが必要である
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (備考: 障害者福祉関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報は統合宛名システム及び中間サーバーが記録している。税務システム上にはなし。)
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和1年10月1日
⑥事務担当部署	香川県総務部税務課、香川県県税事務所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 保健福祉総務課、障害福祉課、自治振興課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁(税務署) ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、地方税ポータルセンター ）
③入手の時期・頻度		☐ 定期的に入手する事務(毎年) ・個人事業税の定期課税に関する事務: ☐ 個別的に対応する事務(随時) ・申告及び届出時: 申請等を受け付けた都度 ・納税者の特定時: 事務上、納税者の特定が必要な都度
④入手に係る妥当性		☐ 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため、国税庁(税務署)から国税連携システムを経由して、電子記録媒体により税務システムへ前年分所得税確定申告の情報を毎年4月に1回入手している。 ☐ 個別的に対応する事務 ・新規の申告又は届出等について、まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後、必要に応じて、納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として、県税の減免事務等があり、これについても本人からの申請を前提とするが、本人の申請に係る負担を軽減するため、減免事務に必要な情報を、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。
⑤本人への明示		地方税法その他の地方税に関する法律及び香川県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。 本人から入手する情報については、入手すること・利用目的を本人に明示する。(ただし、地方税法等で定められた情報についてはその限りではない。) また、市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに、窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う。
⑥使用目的 ※		県税の公平・公正な課税、管理収納業務の効率化
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	香川県総務部税務課、香川県県税事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		① 課税管理に関する事務 申告及び届出等に記載された情報から、課税管理業務を行う。 ② 収納管理に関する事務 収納及び課税等の情報から、収納、還付及び充当等の収納管理業務を行う。 ③ 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から、滞納管理業務を行う。 ④ 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。
	情報の突合 ※	・上記①の課税管理に関する事務 課税調査対象者に関する情報を確認し課税事務を行い、税の軽減決定等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、庁内他部局又は、国、他の都道府県 及び 市町村等 から入手した関係情報との突合を行う。 ・上記①～③に係る④の宛名管理に関する事務 納税義務者及び課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報 と、庁内他部局又は、国、他の都道府県 及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、個人番号を用いて特定の個人を判別できるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・地方税関係情報により県税の軽減を行う際に、他機関への問合せに使用 ・障害者に対する県税の減額決定を行う際に、他機関への問合せに使用 ・生活保護者に対する県税の減額決定等を行う際に、他機関への問合せに使用 ・滞納処分等を行う際に、他機関への問合せに使用
⑨使用開始日		令和1年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税務システムの運用保守業務	
①委託内容	税務システムの運用支援及び保守に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	委託先は、税務システムの運用を行うため、税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (県庁舎内に設置している端末から税務システム運用操作を行う。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札情報・契約情報として、香川県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社香川支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約及び香川県情報セキュリティポリシーに基づいて、委託先が書面による申請を行い、本県が税務システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。
	⑨再委託事項	税務システム運用業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<税務システムにおける措置> 税務システムのサーバはデータセンターに設置している。 入室には事前に入室申請書を申請し、入室時には入出許可証(カード)で入退室管理を行っている。 各セクションにおいても監視カメラ、入出許可証(カード)によるチェックがされ、サーバ室入室にあたっては生体認証システムによるセキュリティチェックを行っている。
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	滞納・課税ともになく、死亡が確認された情報のみを原則として死亡年月日より8年経過で消去することとし、その他は必要な時(※)のために保管しておく。(※遡及は一般に7年となっているが、中断等によりそれ以上となる場合もあるため)
③消去方法		データについては、税務システムにおいて上記の期間経過後を消去条件として設定し、消去する。 ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行うこととする。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人番号保管ファイル>

1. 税務オンライン納税者番号, 2. 個人番号, 3. 税務オンライン住所, 4. 税務オンライン氏名(漢字), 5. 税務オンライン氏名(カナ), 6. 税務オンライン生年月日, 7. 税務オンライン性別, 8. 税務オンライン電話番号, 9. 住基住所, 10. 住基氏名(漢字), 11. 住基氏名(カナ), 12. 住基生年月日, 13. 住基性別, 14. 仮更新フラグ, 15. レコード登録日付, 16. 番号登録IN-CD, 17. 番号登録確認CD, 18. 番号登録日付, 19. 番号登録担当者, 20. 更新確認CD, 21. 更新理由CD, 22. 更新日付, 23. 更新担当者, 24. アクセス更新有無, 25. アクセス日付, 26. アクセス時間, 27. アクセス担当者

<中間サーバー>

符号、特定個人情報の照会の記録情報、生活保護受給有無、障害の等級、口座登録・連携ファイル関連情報

<統合宛名システム>

氏名、生年月日、性別、住所、特定個人情報の照会の連携記録情報、生活保護受給有無、障害の等級、口座登録・連携ファイル関連情報

<国税連携システム賦課徴収等情報ファイル>

1. 局署番号, 2. 国税番号, 3. 利用者識別番号, 4. 所得年, 5. 連番, 6. 課税番号, 7. 突合状況, 8. 住所突合状況, 9. 処理状況, 10. 管理事務所1, 11. 管理事務所2, 12. 管理事務所3, 13. 管理事務所4, 14. 課税異動事由コード, 15. 納税地住所コード, 16. 事業所所在の住所コード, 17. 個人事業税対象フラグ, 18. 受付番号, 19. 異動年月日, 20. 台帳番号, 21. 性別, 22. 生年月日, 23. 確定申告書第2表フラグ, 24. ファイル種別, 25. バッチ番号, 26. 取込区分, 27. 正確事実発生日月, 28. 申告区分, 29. 団体確認用コード, 30. 国税異動日, 31. 課税すべき年度, 32. データ連絡作成年月日, 33. 漢字氏名, 34. 清音後漢字氏名, 35. カナ氏名, 36. 清音後カナ氏名, 37. 屋号名称, 38. 住所地郵便番号, 39. 住所地, 40. 事業所等郵便番号, 41. 事業所等所在地, 42. 青色区分, 43. 職業, 44. 納税者電話番号, 45. 営業等収入金額, 46. 不動産収入金額, 47. 給与収入金額, 48. 総合譲渡短期収入金額, 49. 総合譲渡長期収入金額, 50. 小規模企業共済等掛金控除, 51. 営業等所得金額, 52. 不動産所得金額, 53. 総合譲渡一時所得金額, 54. 所得金額合計, 55. 差引所得税額, 56. 専従者給与合計額, 57. 青色申告特別控除額, 58. 繰越損失額, 59. 所得から差し引かれる金額合計, 60. 事業専従者続柄1, 61. 専従者給与額1, 62. 事業専従者続柄2, 63. 専従者給与額2, 64. 事業専従者続柄3, 65. 専従者給与額3, 66. 配当雑譲渡一時所得合計額, 67. 専従者給与, 68. 非課税番号, 69. 非課税所得, 70. 損益通算特例前不動産所得, 71. 不動産青色申告特別控除, 72. 譲渡損失等, 73. 開廃業区分, 74. 開廃業日, 75. 他県事務所有無, 76. 税理士氏名, 77. 税理士電話番号, 78. ファイル名, 79. 取込日, 80. 更新日, 81. 更新時間, 82. 個人番号(予定)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【税務システムデータベースファイル】

(共通)

【納税者レコード】

納税者番号、納税者一人格区分コード、納税者一氏名カナ、納税者一カナ漢字フラグ、納税者一氏名漢字、納税者一都道府県コード、納税者一市区町村コード、納税者一町大字コード、納税者一丁目字コード、納税者一小字通称コード、納税者一住所チェックデジット、納税者一法人格コード、納税者一前後区分コード、納税者一氏名オーバーフラグ、納税者一郵便番号1、納税者一郵便番号2、納税者一住所、納税者一住所オーバーフラグ、納税者一集合住宅コード、納税者一地番方書、納税者一電話番号1、納税者一電話番号2、納税者一出生年、納税者一出生月、納税者一出生日、代表者一氏名漢字、代表者一代表者区分コード、代表者一氏名オーバーフラグ、代表者一都道府県コード、代表者一市区町村コード、代表者一町大字コード、代表者一丁目字コード、代表者一小字通称コード、代表者一住所チェックデジット、代表者一住所、代表者一番地方書、代表者一住所オーバーフラグ、代表者一郵便番号1、代表者一郵便番号2、ダミー1、注意コード1、注意コード2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、ダミー2

【納税者履歴レコード】

納税者番号、納税者一人格区分コード、納税者一氏名カナ、納税者一カナ漢字フラグ、納税者一氏名漢字、納税者一都道府県コード、納税者一市区町村コード、納税者一町大字コード、納税者一丁目字コード、納税者一小字通称コード、納税者一住所チェックデジット、納税者一法人格コード、納税者一前後区分コード、納税者一氏名オーバーフラグ、納税者一郵便番号1、納税者一郵便番号2、納税者一住所、納税者一住所オーバーフラグ、納税者一集合住宅コード、納税者一地番方書、納税者一電話番号1、納税者一電話番号2、納税者一出生年、納税者一出生月、納税者一出生日、代表者一氏名漢字、代表者一代表者区分コード、代表者一氏名オーバーフラグ、代表者一都道府県コード、代表者一市区町村コード、代表者一町大字コード、代表者一丁目字コード、代表者一小字通称コード、代表者一住所チェックデジット、代表者一住所、代表者一番地方書、代表者一住所オーバーフラグ、代表者一郵便番号1、代表者一郵便番号2、ダミー1、注意コード1、注意コード2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、ダミー2

【納税者補助レコード】

納税者番号、異動年、異動月、移動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、住民票一都道府県コード、住民票一市区町村コード、住民票一町大字コード、住民票一丁目字コード、住民票一小字通称コード、住民票一住所チェックデジット、住民票一郵便番号1、住民票一郵便番号2、住民票一住所、住民票一住所オーバーフラグ、住民票一集合住宅コード、住民票一番地方書、性別コード、個人法人番号、ダミー1

【納税者補助履歴レコード】

納税者番号、異動年、異動月、移動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、住民票一都道府県コード、住民票一市区町村コード、住民票一町大字コード、住民票一丁目字コード、住民票一小字通称コード、住民票一住所チェックデジット、住民票一郵便番号1、住民票一郵便番号2、住民票一住所、住民票一住所オーバーフラグ、住民票一集合住宅コード、住民票一番地方書、性別コード、個人法人番号、ダミー1

【口座番号レコード】

口座レコード区分コード、納税者番号、銀行コード、支店コード、銀行名、支店名、預金種別コード、口座番号、口座名義人、口座名義人区分、法人格コード、前後区分コード、納貯組合番号、ダミー1、削除指示フラグ、削除指示年、削除指示月、削除指示日、登録変更区分コード、作成年、作成月、作成日、登録事務所コード、登録年、登録月、登録日、金融機関受付年、金融機関受付月、金融機関受付日、ダミー2

【返戻履歴レコード】

返戻年度、番号、チェックデジット、返戻理由コード、発付年、発付月、発付日、返戻年、返戻月、返戻日、申告決議年、申告決議月、申告決議日、返戻帳票コード、返戻対象納税者番号、徴収番号、納税者生年、納税者生月、納税者生日、送付先区分コード、法人格コード、前後区分コード、氏名名称、氏名名称オーバーフラグ、脚書、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、住所、番地方書、住所オーバーフラグ、住所区分コード、処置年、処置月、処置日、納期変更決議年、納期変更決議月、納期変更決議日、当初納期限年、当初納期限月、当初納期限日、変更後納期限年、変更後納期限月、変更後納期限日、事務所コード、返戻帳票処理区分コード、処置入力年、処置入力月、処置入力日、期別年、期別月、期別日、電算管理住所フラグ、当初納期限年2、当初納期限月2、当初納期限日2、変更後納期限年2、変更後納期限月2、変更後納期限日2、ダミー1

【共同経営者レコード】

納税者番号、共同経営者区分コード、納税者区分コード、開始年、開始月、開始日、終了年、終了月、終了日、被相続人納税者番号、返戻区分コード、返戻理由コード、送付先区分コード、送付先法人格コード、送付先前後区分コード、送付先氏名名称、送付先氏名名称オーバーフラグ、送付先脚書、送付先都道府県コード、送付先市区町村コード、送付先町大字コード、送付先丁目字コード、送付先小字通称コード、送付先住所チェックデジット、送付先住所、送付先番地方書、送付先住所オーバーフラグ、送付先郵便番号1、送付先郵便番号2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、還付済フラグ、返戻番号、返戻カウンタ、ダミー1

【共同経営送付先履歴レコード】

納税者番号、共同経営者区分コード、納税者区分コード、開始年、開始月、開始日、終了年、終了月、終了日、被相続人納税者番号、返戻区分コード、返戻理由コード、送付先区分コード、送付先法人格コード、送付先前後区分コード、送付先氏名名称、送付先氏名名称オーバーフラグ、送付先脚書、送付先都道府県コード、送付先市区町村コード、送付先町大字コード、送付先丁目字コード、送付先小字通称コード、送付先住所チェックデジット、送付先住所、送付先番地方書、送付先住所オーバーフラグ、送付先郵便番号1、送付先郵便番号2、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動事務所コード、異動係コード、作業年、作業月、作業日、還付済フラグ、返戻番号、ダミー1

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〔課税客体レコード〕

徴収番号、名称カナ、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、事務所コード、税目コード、法人格コード、前後区分コード、名称漢字、名称オーバーフラグ、脚書、住所、住所オーバーフラグ、郵便番号1、郵便番号2、番地方書、電話番号1、電話番号2、産業分類コード、送付先一区分コード、送付先一法人格コード、送付先一前後区分コード、送付先一氏名名称、送付先一氏名名称オーバーフラグ、送付先一脚書、送付先一都道府県コード、送付先一市区町村コード、送付先一町大字コード、送付先一丁目字コード、送付先一小字通称コード、送付先一住所チェックデジット、送付先一住所、送付先一番地方書、送付先一住所オーバーフラグ、送付先一郵便番号1、送付先一郵便番号2、PP送付先コード、税理士等、事業開始年、事業開始月、事業開始日、事業開始申請年、事業開始申請月、事業開始申請日、廃業年、廃業月、廃業日、廃業申請年、廃業申請月、廃業申請日、状態コード、除却年、除却月、除却日、除却理由コード、返戻区分コード、返戻理由コード、番号フラグ、納税口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、納税貯蓄組合有無フラグ、補助記録有無フラグ、共同経営者有無フラグ、課税DB登録有無フラグ、ダミー1、ダミー2、主たる納税者番号、ダミー3、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動前事務所コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、電子申告フラグ、徴収事務所コード、ダミー4

〔課税客体履歴レコード〕

徴収番号、名称カナ、都道府県コード、市区町村コード、町大字コード、丁目字コード、小字通称コード、住所チェックデジット、事務所コード、税目コード、法人格コード、前後区分コード、名称漢字、名称オーバーフラグ、脚書、住所、住所オーバーフラグ、郵便番号1、郵便番号2、番地方書、電話番号1、電話番号2、産業分類コード、送付先一区分コード、送付先一法人格コード、送付先一前後区分コード、送付先一氏名名称、送付先一氏名名称オーバーフラグ、送付先一脚書、送付先一都道府県コード、送付先一市区町村コード、送付先一町大字コード、送付先一丁目字コード、送付先一小字通称コード、送付先一住所チェックデジット、送付先一住所、送付先一番地方書、送付先一住所オーバーフラグ、送付先一郵便番号1、送付先一郵便番号2、PP送付先コード、税理士等、事業開始年、事業開始月、事業開始日、事業開始申請年、事業開始申請月、事業開始申請日、廃業年、廃業月、廃業日、廃業申請年、廃業申請月、廃業申請日、状態コード、除却年、除却月、除却日、除却理由コード、返戻区分コード、返戻理由コード、番号フラグ、納税口座有無フラグ、還付口座有無フラグ、納税貯蓄組合有無フラグ、補助記録有無フラグ、共同経営者有無フラグ、課税DB登録有無フラグ、ダミー1、ダミー2、主たる納税者番号、ダミー3、異動年、異動月、異動日、異動事由コード、登録変更区分コード、異動前事務所コード、作業年、作業月、作業日、削除指示フラグ、電子申告フラグ、ダミー4

(不動産取得税)

〔賦課レコード〕

徴収番号、不動産種別コード、賦課種別コード、C面積－3P、C面積－4P、C価格－3P、C価格－4P、当初税額－3P、当初税額－4P、課税年度、価格控除額－3P、価格控除額－4P、控除後課税標準額－3P、控除後課税標準額－4P、控除後税額－3P、控除後税額－4P、当初賦課額、控除による減額、その他減額、差引税額、旧所有者一代表者名称、旧所有者一代表者住所コード、旧所有者一代表者住所、旧所有者一代表者番地方書、旧所有者一人数、メモ、余白、資料番号、投入整理番号、合算有無区分、作成年月日、最新更新年月日、物件R採番済枝番、物件R件数、物件R課税分筆数、物件R課税分戸数、物件R課税分A面積－3P、物件R課税分A面積－4P、物件R課税分A価格－3P、物件R課税分A価格－4P、物件R課税分B面積－3P、物件R課税分B面積－4P、物件R課税分B価格－3P、物件R課税分B価格－4P、物件R非課税分筆数、物件R非課税分戸数、物件R非課税分A面積－3P、物件R非課税分A面積－4P、物件R非課税分A価格－3P、物件R非課税分A価格－4P、物件R非課税分B面積－3P、物件R非課税分B面積－4P、物件R非課税分B価格－3P、物件R非課税分B価格－4P、調定R採番済枝番、調定R共同住宅全部控除－残無戸、調定R共同住宅全部控除－C面積、調定R共同住宅全部控除－控除額、調定R共同住宅一部控除－残無戸、調定R共同住宅一部控除－残有戸、調定R共同住宅一部控除－C面積、調定R共同住宅一部控除－控除額、調定R共同住宅減額一戸数、統計計上フラグ、フラグー余白

〔納税者レコード〕

納税者番号、徴収番号、課税区分、取得者持分一分子、取得者持分一分母、他持分有無区分、余白

〔調定レコード〕

徴収番号、課税年度、調定年度、事務所コード、調定種別コード、決議年月日、価格控除額－3P、価格控除額－4P、税額、現過区分、調定年月、通知年月日、納期年月日、減額受理年月日、余白、統計計上フラグ、作成年月日

〔物件レコード〕

物件整理番号一徴収番号、物件整理番号一枝番、取得原因コード、取得年月日、地目用途コード、所在地一住所コード、所在地一住所、所在地一番地、他筆数、課税区分、A面積－3P、A面積－4P、A面積一合計、A価格－3P、A価格－4P、旧A価格、物件持分一分子、物件持分一分母、登録番号、登記年月日、契約年月日、農地法区分、農地許可年月日、家屋番号、一棟表示名称、具体的用途名称、構造コード、一構面積、階層コード、階層別A面積－3P、階層別A面積－4P、評価基準年度、評価基準コード、新築年月日、加算評点、平米評点、確認申請年月日、評価年月日、申告依頼年月日、申告提出期限年月日、申告年月日、評点数、評点補正率、価格補正率、余白、戸R採番済枝番、戸R件数、戸R課税分戸数、戸R課税分A面積－3P、戸R課税分A面積－4P、戸R非課税分戸数、戸R非課税分A面積－3P、戸R非課税分A面積－4P、データ削除フラグ、フラグー余白

〔調定明細レコード〕

調定明細整理番号一徴収番号、調定明細整理番号一枝番、調定明細コード、価格控除額－3P、価格控除額－4P、税額、... 共同住宅全部控除－残無戸数、共同住宅全部控除－C面積、共同住宅全部控除－控除額、共同住宅一部控除－残無戸数、共同住宅一部控除－残有戸数、共同住宅一部控除－C面積、共同住宅一部控除－控除額、共同住宅減額一戸数、余白

〔戸レコード〕

戸整理番号一徴収番号、戸整理番号一物件枝番、戸整理番号一枝番、課税区分、戸数、A面積－3P、A面積－4P、賃貸分譲区分、余白、データ削除フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
〔ワークDB－賦課資料レコード〕 資料番号、不動産種別レコード、賦課種別コード、事務所コード、C面積－3P、C面積－4P、C価格－3P、C価格－4P、当初税額－3P、当初税額－4P、物件持分－分子、物件持分－分母、取得者持分－分母、価格控除額－3P、価格控除額－4P、控除後課税標準額－3P、控除後課税標準額－4P、控除後税額－3P、控除後税額－4P、控除による減額、その他減額、差引税額、登記番号、登記年月日、契約年月日、旧所有者－代表者名称、旧所有者－代表者住所コード、旧所有者－代表者住所、旧所有者－代表者番地方書、旧所有者－人数、農地法区分、農地許可年月日、農地転用地目コード、確認申請年月日、評価年月日、申告依頼年月日、申告提出期限年月日、申告年月日、施工業者－名称、施工業者－住所コード、施工業者－住所、施工業者－番地方書、施工業者－電話番号、メモ、市町村通知欄、余白、投入整理番号、合算有無区分、投入年月日、最新更新年月日、物件R採番済枝番、物件R件数、物件R課税分筆数、物件R課税分戸数、物件R課税分A面積－3P、物件R課税分A面積－4P、物件R課税分A価格－3P、物件R課税分A価格－4P、物件R非課税分筆数、物件R非課税分戸数、物件R非課税分A面積－3P、物件R非課税分A面積－4P、物件R非課税分A価格－3P、物件R非課税分A価格－4P、調定R採番済枝番、調定R件数、調定R共同住宅全部控除－残無戸、調定R共同住宅全部控除－C面積、調定R共同住宅全部控除－控除額、調定R共同住宅一部控除－残無戸、調定R共同住宅一部控除－残有戸、調定R共同住宅一部控除－C面積、調定R共同住宅一部控除－控除額、調定R共同住宅減額－戸数、取得者R採番済枝番、取得者R件数、取得者R課税分人数、取得者R課税分持分－分子、取得者R非課税分人数、取得者R非課税分持分－分子、賦課保留フラグ、統計計上フラグ、非木造申告依頼フラグ、中間登記申告依頼フラグ、データ削除フラグ、減額処理調査フラグ、事前通知フラグ、フラグー余白 〔ワークDB－物件レコード〕 物件整理番号－資料番号、物件整理番号－枝番、取得原因コード、取得年月日、地目用途コード、所在地－住所コード、所在地－住所、所在地－番地、他筆数、課税区分、A面積－3P、A面積－4P、A価格－3P、A価格－4P、旧A価格、家屋番号、一棟表示名称、構造コード、一構面積、階層コード、階層別A面積－3P、階層別A面積－4P、評価基準年度、評価基準コード、新築年月日、加算評点、平米評点、評点数、評点補正率、価格補正率、余白、戸R採番済枝番、戸R件数、戸R課税分戸数、戸R課税分A面積－3P、戸R課税分A面積－4P、戸R非課税分戸数、戸R非課税分A面積－3P、戸R非課税分A面積－4P、価格決定フラグ、価格調査処理フラグ、5条農地調査処理フラグ、データ削除フラグ、フラグー余白 〔ワークDB－戸レコード〕 戸整理番号－資料番号、戸整理番号－物件枝番、戸整理番号－枝番、課税区分、戸数、A面積－3P、A面積－4P、賃貸分譲区分、余白、データ削除フラグ 〔ワークDB－調定明細レコード〕 調定明細整理番号－資料番号、調定明細整理番号－枝番、調定明細コード、価格控除額－3P、価格控除額－4P、減額、共同住宅全部控除－残無戸数、共同住宅全部控除－C面積、共同住宅全部控除－控除額、共同住宅一部控除－残無戸数、共同住宅一部控除－残有戸数、共同住宅一部控除－C面積、共同住宅一部控除－控除額、共同住宅減額－戸数、余白、減額決議フラグ、データ削除フラグ、フラグー余白 〔ワークDB－取得者レコード〕 取得者整理番号－資料番号、取得者整理番号－枝番、検索用漢字名称、課税区分、取得者持分－分子、人格区分、法人格コード、名称前後区分、カナ名称、漢字名称、名称オーバー区分、住所コード、住所、番地方書、住所オーバー区分、郵便番号1、郵便番号2、郵便番号3、電話番号、集合住宅等区分、名寄せ調査区分、名寄せ調査件数、新規作成区分、納税者番号、生年月日、余白、再名寄せ指示フラグ、データ削除フラグ、フラグー余白 (自動車税) 〔基本レコード〕 業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号－車種コード、最新登録番号－カナ文字、最新登録番号－一連番号、最新登録番号－予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者－ディーラコード、所有者－ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メーカコード、車名、車名コード、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD－車種区分、課税CD－用途区分、課税CD－輪区分、課税CD－形体区分、課税CD－車種内訳区分、課税CD－けん引区分、課税CD－燃料区分、課税CD－定員区分、課税CD－積載量区分、課税CD－排気量重量区分、課税CD－低公害区分、課税CD－予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽減対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号－車種コード、当初登録番号－カナ文字、当初登録番号－一連番号、当初登録番号－予備、作成年月日 〔基本履歴レコード〕 業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号－車種コード、最新登録番号－カナ文字、最新登録番号－一連番号、最新登録番号－予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者－ディーラコード、所有者－ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メーカコード、車名、車名コード、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD－車種区分、課税CD－用途区分、課税CD－輪区分、課税CD－形体区分、課税CD－車種内訳区分、課税CD－けん引区分、課税CD－燃料区分、課税CD－定員区分、課税CD－積載量区分、課税CD－排気重量区分、課税CD－低公害区分、課税CD－予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽課対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号－車種コード、当初登録番号－カナ文字、当初登録番号－一連番号、当初登録番号－予備、作成年月日

[納税者レコード]

徴収番号、納税者番号、納税区分、業務種別コード、登録年月日、身障減免区分、事務所コード、占有者区分、占有年度、賦課時人格区分、賦課時法人各区分、賦課時名称前後区分、賦課時カナ名称、賦課時漢字名称、賦課時住所コード、賦課時漢字地番方書、証明差止コード、証明発行事務所コード、証明発行年月日、証明発行回数、転入前滞納有無、身障減免取消年月日、余白、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号－車種コード、当初登録番号－カナ文字、当初登録番号－一連番号、当初登録番号－予備、作成年月日

[登録番号履歴レコード]

支局等コード、標識コード、登録番号－車種コード、登録番号－カナ文字、登録番号－一連番号、登録番号－予備、徴収番号、申請年月日、余白1、作成年月日

[課税レコード]

徴収番号、課税年度、課税CD－車種区分、課税CD－用途区分、課税CD－輪区分、課税CD－形体区分、課税CD－車種内訳区分、課税CD－けん引区分、課税CD－燃料区分、課税CD－定員区分、課税CD－積載量区分、課税CD－排気重量区分、課税CD－低公害区分、課税CD－予備、税率コード、年税額、課税月数、支局等コード、標識コード、登録番号－車種コード、登録番号－カナ文字、登録番号－一連番号、登録番号－予備、事務所コード、賦課時調定事由コード、賦課時決定年月日、賦課時調定額、最新調定事由コード、最新決定年月日、最新調定額、余白

[身障情報レコード]

徴収番号、納税者番号、支局等コード、標識コード、登録番号－車種コード、登録番号－カナ文字、登録番号－一連番号、登録番号－予備、減免初年度、調定事由コード、障害コード、等級コード、使用目的コード、身障手帳コード、精神障害区分、身障者年月日、電話番号、身障者漢字氏名、運転者漢字氏名、構造変更に要した額、備考、余白1、作成年月日

[調定レコード]

徴収番号、課税年度、調定年度、収納調定コード、収納調定決議年月日、調定取消区分、現過区分、調定年月、調定件数区分、収納連絡年月日、調定事由コード、決定年月日、通知年月日、納期限、調定額、余白1、作成年月日

[減調定明細レコード]

徴収番号、課税年度、調定年度、収納調定コード、収納調定決議年月日、現過区分、調定年月、調定件数区分、調定事由コード、決定年月日、調定額、余白1

[ワークDB－基本レコード]

業務種別コード、最新支局等コード、最新標識コード、最新登録番号－車種コード、最新登録番号－カナ文字、最新登録番号－一連番号、最新登録番号－予備、車台番号、申請年月日、車検満了年月日、初度登録年月、用途コード、諸元型式番号、諸元種別番号、形状コード、定員コード、定員1、定員2、排気量コード、排気量、積載量1、積載量2、車両重量、車両総重量1、車両総重量2、車両長さ、車両幅、車両高さ、燃料コード、塗色コード、排出ガス適合コード、型式コード、型式、原動機型式コード、原動機型式、所有者－ディーラコード、所有者－ディーラコード、本拠地住所コード、本拠地番地等、本拠地漢字、メーカコード、車名、車名コード、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有者－人格区分、所有者－法人格区分、所有者－名称前後区分、所有者－カナ名称、所有者－漢字名称、所有者－住所コード、所有者－番地等、所有者－漢字住所、所有権保留解除車区分、取得原因区分、所有形態区分、グリーン化特例区分、余白、形体コード、輪コード、バスコード、低公害コード、課税CD－車種区分、課税CD－用途区分、課税CD－輪区分、課税CD－形体区分、課税CD－車種内訳区分、課税CD－けん引区分、課税CD－燃料区分、課税CD－定員区分、課税CD－積載量区分、課税CD－排気重量区分、課税CD－低公害区分、課税CD－予備、税率コード、年税額、抹消転出区分、無効賦課区分、非課税区分、課税保留区分、保留始期年月日、保留決定年月日、翌年徴収番号、現年徴収番号、リース区分、翌年調定事由コード、グリーン化税制軽課対象区分、低燃費車区分、ハイブリッド車区分、通称名、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号－車種コード、当初登録番号－カナ文字、当初登録番号－一連番号、当初登録番号－予備、作成年月日

[ワークDB－納税者レコード]

徴収番号、納税者番号、納税区分、業務種別コード、登録年月日、身障減免区分、事務所コード、占有者区分、占有年度、賦課時人格区分、賦課時法人格区分、賦課時名称前後区分、賦課時カナ名称、賦課時漢字名称、賦課時住所コード、賦課時漢字地番方書、証明差止コード、証明発行事務所コード、証明発行年月日、証明発行回数、転入前滞納有無、身障減免取消年月日、余白、当初支局等コード、当初標識コード、当初登録番号－車種コード、当初登録番号－カナ文字、当初登録番号－一連番号、当初登録番号－予備、作成年月日

[ワークDB－登録番号履歴レコード]

支局等コード、標識コード、登録番号－車種コード、登録番号－カナ文字、登録番号－一連番号、登録番号－予備、徴収番号、申請年月日、余白1、作成年月日

[ワークDB－課税レコード]

徴収番号、課税年度、課税CD－車種区分、課税CD－用途区分、課税CD－輪区分、課税CD－形体区分、課税CD－車種内訳区分、課税CD－けん引区分、課税CD－燃料区分、課税CD－定員区分、課税CD－積載量区分、課税CD－排気重量区分、課税CD－低公害区分、課税CD－予備、税率コード、年税額、課税月数、支局等コード、標識コード、登録番号－車種コード、登録番号－カナ文字、登録番号－一連番号、登録番号－予備、事務所コード、賦課時調定事由コード、賦課時決定年月日、賦課時調定額、最新調定事由コード、最新決定年月日、最新調定額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〔個人事業税〕

〔事業年レコード〕

徴収番号、事業年、事務所コード、課税すべき年度、開業年月日、廃業年月日、事業月数、青白区分、主たる業種コード、分割区分、レコード状態フラグ、予備

〔賦課レコード〕

徴収番号、事業年、事務所コード、課税すべき年度、課税年度、申告区分、所得税区分、青白区分、処理コード、納期限1、納期限2、国税年月日、主たる業種コード、主たる業種所得金額、従たる業種コード1、従たる業種所得金額1、従たる業種コード2、従たる業種所得金額2、所得金額合計、業種区分、業種区分別課税標準額、業種区分別税額、課税標準総額、事業専従控除給与、青色申告控除、海外取引特別控除、開拓準備金繰戻額、開拓準備金繰入額、事業専従者数、事業専従者控除、損失の繰越控除、被災損失繰越控除、資産譲渡損失控除、資産譲渡損失繰越、事業月数、事業主控除、非課税コード1、非課税金額1、非課税コード2、非課税金額2、分割区分、分割総数、分割本県分数、減免区分、減免額、災害年月日、減免決定年月日、合計税額、減免累計額、減免差引額、課税済税額、差引税額、調定額、歳出還付額、1期税額、2期税額、他事務所コード、他事務所調定額、他事務所歳出還付額、処理年月日、通知年月日、決議年月日、調定処理年月、調定年月、法定納期限等、調定集計済フラグ、賦課減免区分、現年過年区分、賦課入力区分、主業種区分、申告処理コード、レコード区分、レコード状態フラグ、取消処理年月日、予備

〔課税内訳レコード〕

徴収番号、事業年、事務所コード、課税年度、決議年月日、納期限、申告処理コード、調定額、調定年月、国税年月日、通知年月日、納期区分、賦課減免区分、減免区分、賦課入力区分、処理コード、対象申告処理コード、申告決議年月日、レコード状態フラグ、予備

〔調定集計レコード〕

事務所コード、課税年度、調定年月、現非調定件数、現非調定税額、現非歳出還付件数、現非歳出還付税額、現分調定件数、現分調定税額、現分歳出還付件数、現分歳出還付税額、過非調定件数、過非調定税額、過非歳出還付件数、過非歳出還付税額、過分調定件数、過分調定税額、過分歳出還付件数、過分歳出還付税額、予備

〔賦課資料レコード〕

事務所コード、税務署コード、国税資料番号、利用者識別番号、事業年、県外区分、都道府県コード、市区町村コード、カナ名称、漢字名称、納税地等区分、漢字住所、漢字屋号、市外局番、市内局番、加入者番号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、職業、青色区分、課税異動事由、準確等区分、期限内等区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月、前年中の開廃業日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、作成年月日、明細番号、税歴フラグ、賦課済フラグ、失格フラグ、県納税地等区分、異動年月日、異動事由、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額、余白

〔賦課資料履歴レコード〕

事務所コード、税務署コード、国税資料番号、利用者識別番号、事業年、県外区分、都道府県コード、市区町村コード、カナ名称、漢字名称、納税地等区分、漢字住所、漢字屋号、市外局番、市内局番、加入者番号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、職業、青色区分、課税異動事由、準確等区分、期限内等区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月、前年中の開廃業日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、作成年月日、明細番号、税歴フラグ、賦課済フラグ、失格フラグ、県納税地等区分、異動年月日、異動事由、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額、余白

〔国税連携データレコード〕

データ区分、都道府県コード、市区町村コード、申告区分、課税異動事由、局署番号、整理番号、利用者識別番号、事業年一年号、事業年一年、納税地等区分、漢字住所、カナ名称、漢字名称、職業、屋号、生年月日一年号、生年月日一年、生年月日一月、生年月日一日、市外局番、市内局番、加入者番号、青色区分、収入一営業、収入一農業、収入一不動産、収入一総合譲渡短期、収入一総合譲渡長期、所得一営業、所得一農業、所得一不動産、所得一総合譲渡一時、災害減免区分、外国税額控除区分、専従者給与控除額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、事業専従者人数、非課税所得番号、非課税所得金額、損益通算特例前不動産所得、不動産所得差引青色控除額、事業用資産譲渡損失、前年中の開廃業区分、前年中の開廃業月日一月、前年中の開廃業月日一日、他都道府県事務所区分、受付番号、連絡データ作成年月日、申告納税額、取込区分、台帳番号、収入一利子、収入一配当、収入一給与、収入一公的年金等、収入一その他、収入一一時、所得一利子、所得一配当、所得一給与、所得一雑、所得一合計、所得差引合計、課税所得金額

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 個人番号保管ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、他の機関より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・他の機関からは、必要な情報しか提供されない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・マニュアルを作成し、決められた入手方法でのみの入手とし、入手に際しては香川県での利用方法を説明する。 ・本人、他の機関、庁内連携及び情報提供ネットワークシステム以外からは入手しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第8条等の規定に基づき、本人の個人番号カードの写し等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合には、個人番号カード、通知カードで確認する。 ・システムに入力が行われた情報については、住民基本台帳ネットワークに個人番号の真正性の確認を行う。 ・官公署等から発行された書類等に記載されている個人番号については、発行元の機関により真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認を行うなど、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、訂正が行われた情報については、必ず住民基本台帳ネットワークに個人番号の真正性の確認を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人等からの申告書等に関しては、特定個人情報の漏洩及び紛失を防ぐため、基本的に鍵付きの書庫に保管する。 ・個人番号保管ファイルは、外部からは二重のファイアーウォールによって接続ができないようになっている。 ・マニュアルを作成し、職員教育を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	ユーザーID及びパスワード等による利用権限管理を行っており、他の事務の情報とは紐付けられない仕組みとなっている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・個人番号は、個人番号保管システムのみ保管されており、税務システムの他のシステムには個人番号を保管させない。	
その他の措置の内容	個人番号保管システムの利用については、端末PCをユーザーID、パスワード及び生体情報による認証を行い、使用者を限定しており、端末の情報は持ち出せないようにしている。また、システム管理者においてログ情報を保管・管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号保管システムについては、使用する必要のある職員、委託先を特定し、当該職員等の職責によりアクセスできる情報範囲及び機能を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・システム管理者においてログ情報を保管・管理している。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID／パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 ② 失効管理 職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者がユーザーの業務に応じて権限を設定し、必要があれば権限の付与、変更、削除を随時行う。 ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行している。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人番号保管システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間安全な場所に施錠保管する	
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見及び不正利用対策として、のぞき見防止フィルター、ワイヤーロック、離席時のパスワード付スクリーンセーバーが設定されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・税務システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・個人情報の保護に関する基本方針(平成16年閣議決定)に基づき、業務外利用の禁止等を徹底するため、全職員を受講対象として、情報セキュリティ研修等をオンライン学習(K-navi)において年1回実施している。 ・税務研修の際にもセキュリティについて研修する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っている。 ・定期運用に基づくバックアップ等、本県が認めたもの以外にファイルを複製しないよう契約書において委託先に禁止しているうえ、端末については、職員端末PCと同様の措置を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
媒体連携に使用する電子記録媒体から特定個人情報が見えたり漏えいするリスク: 媒体連携に使用する電子記録媒体については、香川県情報セキュリティポリシーに則り、限定された電子記録媒体のみを接続可能とする仕組みを講じ、連番管理し鍵付きの場所に保管するとともに、管理者の許可を得たうえで庁舎内の特定の部屋のみで使用し使用の状況を記録し7年間保管する。なお、使用に当たっては、格納するデータには暗号化を施し、使用後は直ちにデータの完全消去を行う。また、データを消去できない媒体を利用した場合には、使用後は直ちに媒体を破壊する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	個人番号保管システムは税務システムの一環であり、税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要があるため、税務システムの運用業務を委託する業者を委託先とするが、毎年委託契約を結ぶ際には、香川県セキュリティポリシーに基づき、改めて管理体制を確認したうえで委託する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託契約書において、個人情報取扱特記事項(香川県情報セキュリティポリシーに則った内容)を明記している。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業者から定例会議開催時にセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともにその報告記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、電子記録媒体授受の取扱記録を残し、7年間保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約するに際し、契約書又は仕様書において、「委託先は香川県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は香川県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。」旨を明記している。 なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、「香川県個人情報保護条例」及び「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに基づく)を明記し、目的外使用はもとより、香川県の承諾なしに複写・複製等を禁じている。 ・運用委託業務や、オペレーション業務においては、契約上委託業務実施場所を香川県庁に限定し、外部持ち出しを禁じている。 ・データパンチ業務に関しては、入力原票及び納品物の運搬については鍵付き金属ケースを使用している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	データについては、システムにおいて消去条件を設定し、消去する。 ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行う。 なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の適正管理 ・再委託の禁止(書面による承諾を得た場合を除く) ・個人情報の収集の制限 ・個人情報を取扱う従事者の監督 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報を取扱う作業場所の指定 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・事故発生時における報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人番号保管システムは税務システムの一環であり、税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要があるため、税務システムの運用業務を再委託する業者を再委託先とするが、委託先より書面による再委託の申請書の提出があった際には、香川県セキュリティポリシーに基づき、個人情報取扱事項を確認したうえで承認している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法の規定に基づき、地方税に関する事務の範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバーから個人番号保管システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、個人番号保管システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

	<統合宛名システムにおける措置> ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が増えるリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <個人番号保管システムにおける措置> ・個人番号保管システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	

⑥技術的対策	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<個人番号保管システムにおける措置> ・特定個人情報が保管されるサーバー等は、他のシステムとはセグメントを分けられ、ファイアーウォールで守られた中に設置している。なお、本県のネットワーク自体が外部とファイアーウォールで分離されていることから、二重のファイアーウォールで守られていることとなる。また、外部からの不正アクセスを監視しており、外部への情報漏えいを未然に防ぐシステムとなっている。 ・税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報が保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとは、さらにセグメントを分けて厳重に管理している。 ・個人番号保管システムはログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ・個人番号保管システムのウィルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に保管しており、死亡が確認できたら死亡年月日を入力することにより、その死亡年月日より8年経過で特に事情のない限り、定期的に消去するようなプログラムにしている。	
その他の措置の内容	備考:事故発生時手順は、香川県情報セキュリティポリシーに定められている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税通知書の返戻等、必要があれば随時本人等に確認を行い、最新の情報に修正する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	基本的には、死者についてのみ概ね死後8年を基準として消去することを定めている。削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定し、かつ他の職員の確認の後に消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁としか繋がっており、国税庁から送信される情報以外は入手することはできない。 ・他の都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他の都道府県に回送することとなり、国税連携システム(eLTAX)内で行われるため、国税庁から送信される情報以外は入手することはできない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されるから、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・他の都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他の都道府県に回送することとなり、国税連携システム(eLTAX)内で行われるため、国税庁から送信される情報以外は入手することはできない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号。以下「総務省告示」という。)に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁としか繋がっており、国税庁から送信される情報以外は入手することはできない。 ・他の都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他の都道府県に回送することとなり、国税連携システム(eLTAX)内で行われるため、国税庁から送信される情報以外は入手することはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税当局から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
媒体連携に使用する電子記録媒体から特定個人情報が漏えいするリスク: 媒体連携に使用する電子記録媒体については、香川県情報セキュリティポリシーに則り、限定された電子記録媒体のみを接続可能とする仕組みを講じ、連番管理し鍵付きの場所に保管するとともに、管理者の許可を得たうえで庁舎内の特定の部屋のみで使用し使用の状況を記録し7年間保管する。なお、使用に当たっては格納するデータには暗号化を施し、使用後は直ちにデータの完全消去を行う。また、データを消去できない媒体を利用した場合には、使用後は直ちに媒体を破壊する。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	ユーザーID及びパスワード等による利用権限管理を行っており、他の事務の情報とは紐付けられない仕組みとなっている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・個人番号は、個人番号保管システムのみ保管されており、税務システムの他のシステムには個人番号を保管させない。	
その他の措置の内容	国税連携システムの利用については、端末PCをユーザーID、パスワード及び生体情報による認証を行い、使用者を限定しており、端末の情報は複写して持ち出せないように端末管理している。また、システム管理者においてログ情報を保管・管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・国税連携システムを使用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報範囲及び機能を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・システム管理者においてログ情報を保管・管理している。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID／パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 ② 失効管理 職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者がユーザーの業務に応じて権限を設定し、必要があれば権限の付与、変更、削除を随時行う。 ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行している。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見及び不正利用対策として、のぞき見防止フィルター、ワイヤーロック、離席時のパスワード付スクリーンセーバーが設定されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・税務システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・個人情報の保護に関する基本方針(平成16年閣議決定)に基づき、業務外利用の禁止等を徹底するため、全職員を受講対象として、情報セキュリティ研修等をオンライン学習(K-navi)において年1回実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証を取得しているとともに、総務省告示の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されたと認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。
-------------	---

具体的な制限方法	委託先においては、特定個人情報ファイルの管理を行うのみであり、閲覧及び更新は行わない。 また、特定個人情報ファイルを取り扱える要員をセキュリティ実施規程により定めており、当該要員以外のアクセス権、アカウントは発行していない。アカウントは個人に割り付けられており、制限された要員が特定個人情報ファイルにアクセスすることはできない。アクセス権限を持った者もセキュリティ教育を定期的に受けており、あらかじめ承認された手順に従って作業を行い、内容の閲覧、更新を行う運用はない。
----------	--

具体的な方法	委託先において、国税連携システム(eLTAX)による特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)を残し、定期的にチェックし、アクセス記録を本県に提出する。本県において当該記録を7年間保管する。
--------	--

委託先は事前に本県の承認を受けて、業務を行う場所であつ、業務で必要最小限の範囲で行う場合を除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。

なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守	委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。
------------------------------	---

個人情報の消去ルール	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。 ・本委託業務において利用する情報資産を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報資産の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。 ・なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。	

規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止等 ・従事者への周知等 ・個人情報の資料の返還及び廃棄処分の方法等 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の運搬 ・再委託の禁止(書面による承諾を得た場合を除く) ・実地調査 ・指示及び報告等 ・個人情報に関する取扱い要領等の作成 ・事故発生時における報告
-------	---

	3) 1 分に行っていない、 4) 再委託していない、
具体的な方法	委託先より書面による再委託の申請書の提出があった際には、香川県セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報取り扱い事項を確認したうえで承認する。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)において、国税庁及び他の都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。 ・なお、国税庁及び他の都道府県との間の連携については、香川県と国税庁及び他の都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準(平成27年内閣府告示第447号。以下「内閣府告示」という。))に従って行っている。		
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容		・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網である総合行政ネットワーク(LGWAN)、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、内閣府告示に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容		・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、内閣府告示に従って行うこととする。 ・本県と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び地方公共団体以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様であるため、誤って送付された場合においても、システム内に限られるので、再度回送されることとなる。	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<香川県側> ・個人番号保管システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <国税連携システム(eLTAX)側> ・特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱区域のクラス区分(区画)に応じた管理対策(入室対策)及び利用権限による情報取扱制限を設けた上で、併せて入退室管理等の対策を講じている。なお、個人番号の有無にかかわらず納税者情報については、最も厳重な制限を実施する区画において管理している。 ・サーバ設置場所については、監視カメラを設置している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<香川県側> ・特定個人情報が保管されるサーバー等は、他のシステムとはセグメントを分けられ、ファイアーウォールで守られた中に設置している。なお、本県のネットワーク自体が外部とファイアーウォールで分離されていることから、二重のファイアーウォールで守られていることとなる。また、外部からの不正アクセスを監視しており、外部への情報漏えいを未然に防ぐシステムとなっている。 ・税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報が保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとは、さらにセグメントを分けて厳重に管理している。 ・ログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ・ウィルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認している。 <国税連携システム(eLTAX)側> ・不正プログラム対策 ウィルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用のパソコンで定期的にウィルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 ・不正アクセス防止策 外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 また、データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容		地方税法の規定により、香川県に提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の申告書等は、保存期間まで常に原本として保存しておく必要があるため、措置は不要である。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	基本的には、死者についてのみ概ね死後8年を基準として消去することを定めている。削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定し、かつ他の職員の確認の後に消去する	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
3. 税務システムデータベースファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、他の機関より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・他の機関からは、必要な情報しか提供されない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・マニュアルを作成し、決められた入手方法でのみの入手とし、入手に際しては香川県での利用方法を説明する。 ・本人及び他の機関、庁内連携及び情報提供ネットワークシステム以外からは入手しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認などの方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第8条等の規定に基づき、本人の個人番号カードの写し等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認などの方法により行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合には、個人番号カード、通知カードで確認する。 ・システムに入力が行われた情報については、住民基本台帳ネットワークに個人番号の真正性の確認を行う。 ・官公署等から発行された書類等に記載されている個人番号については、発行元の機関により真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認を行うなど、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・入力、訂正が行われた情報については、必ず住民基本台帳ネットワークに個人番号の真正性の確認を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・本人等からの申告書等に関しては、特定個人情報の漏洩及び紛失を防ぐため、基本的に鍵付きの書庫に保管する。 ・ネットワークを分離し、外部からの接続ができないようになっている。 ・マニュアルを作成し、職員教育を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	ユーザーID及びパスワード等による利用権限管理を行っており、他の事務の情報とは紐付けられない仕組みとなっている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムと統合宛名システムは自動でのシステム連携を行わず、必要な場合にのみ該当者の地方税関係情報、障害者関係情報又は生活保護関係情報の情報照会を行うため、税務システムには必要以上の情報は保有しない。	
その他の措置の内容	税務システムの利用については、端末PCをユーザーID、パスワード及び生体情報による認証を行い、使用者を限定しており、端末の情報は持ち出せないようにしている。また、システム管理者においてログ情報を保管・管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務システムについては、使用する必要のある職員、委託先を特定し、当該職員等の職責によりアクセスできる情報範囲及び機能を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・システム管理者においてログ情報を保管・管理している。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	① ID／パスワードの発行管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。 ・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。 ② 失効管理 職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者がユーザーの業務に応じて権限を設定し、必要があれば権限の付与、変更、削除を随時行う。 ・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行している。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・税務システムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間安全な場所に施錠保管する	
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見及び不正利用対策として、のぞき見防止フィルター、ワイヤーロック、離席時のパスワード付スクリーンセーバーが設定されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・税務システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 ・個人情報の保護に関する基本方針(平成16年閣議決定)に基づき、業務外利用の禁止等を徹底するため、全職員を受講対象として、情報セキュリティ研修等をオンライン学習(K-navi)において年1回実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っている。 ・定期運用に基づくバックアップ等、本県が認めたもの以外にファイルを複製しないよう契約書において委託先に禁止しているうえ、端末については、職員端末PCと同様の措置を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
媒体連携に使用する電子記録媒体から特定個人情報が漏えいするリスク： 媒体連携に使用する電子記録媒体については、香川県情報セキュリティポリシーに則り、限定された電子記録媒体のみを接続可能とする仕組みを講じ、連番管理し鍵付きの場所に保管するとともに、管理者の許可を得たうえで庁舎内の特定の部屋のみで使用し使用の状況を記録し7年間保管する。なお、使用に当たっては、格納するデータには暗号化を施し、使用後は直ちにデータの完全消去を行う。また、データを消去できない媒体を利用した場合には、使用後は直ちに媒体を破壊する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要があるため、税務システムの運用業務を委託する業者を委託先とするが、毎年委託契約を結ぶ際には、香川県セキュリティポリシーに基づき、改めて管理体制を確認したうえで委託する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託契約書において、個人情報取扱特記事項(香川県情報セキュリティポリシーに則った内容)を明記している。 ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・委託業者から定例会議開催時にセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともにその報告記録を残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、電子記録媒体授受の取扱記録を残し、7年間保管する。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約するに際し、契約書又は仕様書において、「委託先は香川県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は香川県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。」旨を明記している。 なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託契約書において、「香川県個人情報保護条例」及び「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに基づく)を明記し、目的外使用はもとより、香川県の承諾なしに複写・複製等を禁じている。 ・運用委託業務においては、外部持ち出しを禁じている。 ・データパンチ業務に関しては、入力原票及び納品物の運搬については鍵付き金属ケースを使用している。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	データについては、システムにおいて消去条件を設定し、消去する。 ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行う。 なお、随時、契約を遵守している旨の証明書の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査を行う。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の適正管理 ・再委託の禁止(書面による承諾を得た場合を除く) ・個人情報の収集の制限 ・個人情報を取扱う従事者の監督 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報を取扱う作業場所の指定 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・事故発生時における報告		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	税務システムに登録されている対象者の情報を取扱う必要があるため、税務システムの運用業務を再委託する業者を再委託先とするが、委託先より書面による再委託の申請書の提出があった際には、香川県セキュリティポリシーに基づき、個人情報取扱事項を確認したうえで承認している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	番号法の規定に基づき、地方税に関する事務の範囲内において特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・統合宛名システムと税務システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで安全性を確保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバーから個人番号保管システムを含む税務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、個人番号保管システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号によりひも付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク

	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。
--	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
-------------	-----------	---

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	---	---------------------------------------	----------

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[]	<選抜肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[<選択肢>] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ・税務システムのサーバは十分な基準を満たしたデータセンターに設置している。 ・入室には事前に入室申請書を申請し、入室時には入出許可証(カード)で入退室管理を行っている。 ・各セクションにおいても監視カメラ、入出許可証(カード)によるチェックを行っている。 ・サーバ室入室にあたっては生体認証システムによるセキュリティチェックを行っている。 ・サーバ及び周辺機器の設置場所は、耐震措置が施され、防火設備が整っている。 ・サーバ機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバ機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 ・なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ・税務システム及び国税連携システムは、特定個人情報を扱うため、特定通信を除き他のネットワークシステムに接続できないようアクセス制御が行われている。 ・特定個人情報が保管されるサーバ等は、他のシステムとはセグメントを隔て、ファイアーウォールで守られた中に設置している。なお、本県のネットワーク自体が外部とファイアーウォールで分離されていることから、二重のファイアーウォールで守られていることとなる。また、外部からの不正アクセスを監視しており、外部への情報漏えいを未然に防ぐシステムとなっている。 ・税務情報を使用するシステムのサーバ及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報が保管されるサーバは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバとは、さらにセグメントを分けて厳重に管理している。 ・税務システムはログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ・税務システムのウィルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に保管しており、死亡が確認できたら死亡年月日を入力することにより、その死亡年月日より8年経過で特に事情のない限り、定期的に消去するようなプログラムにしている。	
その他の措置の内容	備考：事故発生時手順は、香川県情報セキュリティポリシーに定められている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税通知書の返戻等、必要があれば随時本人等に確認を行い、最新の情報に修正する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	基本的には、死者についてのみ概ね死後8年を基準として消去することを定めている。削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定し、かつ他の職員の確認の後に消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<香川県における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・国税連携受信システムにあっては、総務省告示の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<情報セキュリティ内部監査> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点に自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する監査(広聴広報課県民室) <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<香川県における措置> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。(庁内のオンライン学習K-naviにおいても研修を実施) ・受託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報保護に関する特記事項を明記し、従業者への教育・研修等の実施を定めている。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、香川県個人情報保護規則で定める様式により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	県のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 【写し等の交付を希望される場合】 ・香川県個人情報保護条例別表(第3条関係)による。 ・郵送による交付を希望される場合は、別表に定める金額のほかに、送付用郵便切手が必要。 (手数料額、納付方法:) 【納付方法】 ・窓口での現金納付又は納入通知書による納付
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税の賦課徴収・調査に関する事務において個人番号を管理する事務
公表場所	香川県総務部知事公室広聴広報課県民室及び各県民センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065
②対応方法	問合せについて、内容及び対応についての記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年5月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	電子メール、郵便、FAXなどによる意見聴取
②実施日・期間	令和5年1月27日～2月27日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年3月2日
②方法	香川県個人情報保護審議会への諮問による。
③結果	変更内容については、特定個人情報保護の目的に照らし、妥当なものと認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月14日	特定個人情報の保有開始日	平成28年1月1日	平成28年9月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月14日	特定個人情報の使用開始日	平成28年1月1日	平成28年9月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月14日	特定個人情報の保有開始日	平成28年1月1日	平成28年9月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月14日	特定個人情報の使用開始日	平成28年1月1日	平成28年9月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月14日	特定個人情報ファイル取扱委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更にあたらない変更※が付された評価書の項目以外の変更
平成27年12月14日	特定個人情報ファイルの取扱委託先名	日本電気株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	事後	重要な変更にあたらない変更※が付された評価書の項目以外の変更
平成27年12月14日	特定個人情報ファイルの取扱委託契約書の規定の内容	再委託の禁止	再委託の禁止(書面による承諾を得た場合を除く)	事後	重要な変更にあたらない変更※が付された評価書の項目以外の変更
平成27年12月14日	特定個人情報漏えい・滅失・毀損のリスク対策 技術的対策の内容		【追記】 ＜香川県側＞ 税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとはセグメントを分けて厳重に管理している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成27年12月14日	特定個人情報漏えい・滅失・毀損のリスク対策 技術的対策の内容		【追記】 ＜香川県側＞ 税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとはセグメントを分けて厳重に管理している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年4月27日	特定個人情報ファイルの取扱委託 再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	特定個人情報ファイルの取扱委託 再委託の許諾方法		再委託については、一般社団法人地方電子化協議会の承認を得たeLTAXサポート事業者に対して行うことを前提とし、契約及び香川県セキュリティポリシーに基づいて委託先が書面による申請を行い、本県がエルタックス審査システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。	事後	重要な変更にあたらぬ変更※が付された評価書の項目以外の変更
平成28年4月27日	特定個人情報ファイルの取扱委託 再委託事項		国税連携システム業務の運用支援における、現地対応作業及び問合せ対応。	事後	重要な変更にあたらぬ変更※が付された評価書の項目以外の変更
平成28年4月27日	特定個人情報ファイルの取扱委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年4月27日	特定個人情報ファイルの取扱委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保の具体的な方法		委託先より書面による再委託の申請書の提出があった際には、香川県セキュリティーポリシーに基づき、個人情報取り扱い事項を確認した上で承認する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年5月16日	特定個人情報の保有開始日（個人番号保管ファイル）	平成28年9月1日	平成29年1月4日	事後	重要な変更にあたらぬ変更1年に1回の見直しにより修正
平成29年5月16日	特定個人情報の使用開始日（個人番号保管ファイル）	平成28年9月1日	平成29年1月4日	事後	重要な変更にあたらぬ変更1年に1回の見直しにより修正
平成29年5月16日	特定個人情報の保有開始日（国税連携システム賦課徴収等情報ファイル）	平成28年9月1日	平成29年1月4日	事後	重要な変更にあたらぬ変更1年に1回の見直しにより修正
平成29年5月16日	特定個人情報の使用開始日（国税連携システム賦課徴収等情報ファイル）	平成28年9月1日	平成29年1月4日	事後	重要な変更にあたらぬ変更1年に1回の見直しにより修正
平成30年5月15日	I 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		【平成31年10月稼働予定】次期税務システムを追加	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正
平成30年5月15日	特定個人情報ファイルを取り扱う理由		【平成31年10月稼働予定】税務システムデータベースファイルについて追記	事前	税務システムの再構築にあたり製造工程前の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月15日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携		【平成31年10月稼働予定】 税務システムデータベースファイルについて追記	事前	税務システムの再構築にあたり 製造工程前の修正
平成30年5月15日	(別添1)事務の内容		【平成31年10月稼働予定】 次期税務システムを追加	事前	税務システムの再構築にあたり 製造工程前の修正
平成30年5月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要		【平成31年10月稼働予定】 税務システムデータベースファイルを追加	事前	税務システムの再構築にあたり 製造工程前の修正
平成30年5月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策		【平成31年10月稼働予定】 税務システムデータベースファイルを追加	事前	税務システムの再構築にあたり 製造工程前の修正
平成30年5月15日	Ⅳ その他のリスク対策 監査		広聴広報課県民室による個人情報保護に関する 監査を追記	事後	リスクを軽減させる変更
平成30年5月15日	Ⅳ その他のリスク対策 従業者に対する教育・啓発		契約時の受託業者における要員教育について 追記	事後	リスクを軽減させる変更
令和1年10月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織改正に伴う修正
令和1年10月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	【平成31年10月稼働予定】次期税務システム	税務システム	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	なお詳細は「(別添1)事務の内容」における【平成31年10月稼働予定】次期税務システム欄を参照	なお詳細は「(別添1)事務の内容」における税務システム欄を参照	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月9日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	【平成31年10月稼働予定】3.税務システムデータベースファイル	3.税務システムデータベースファイル	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①税務実施上の必要性	【平成31年10月稼働予定】 ＜3. 税務システムデータベースファイル＞	＜3. 税務システムデータベースファイル＞	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	【平成31年10月稼働予定】 ＜3. 税務システムデータベースファイル＞	＜3. 税務システムデータベースファイル＞	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【平成31年10月稼働予定】 3. 税務システムデータベースファイル：番号 法第19条第7号及び同法別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第21 条 ※実施する	3. 税務システムデータベースファイル：番号 法第19条第7号及び同法別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第21 条 ※実施する	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	(別添1)事務の内容	【平成31年10月稼働予定】次期税務システム	税務システム	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	II 特定個人情報ファイルの概要	【平成31年10月稼働予定】3. 税務システムデータベースファイル	3. 税務システムデータベースファイル	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【平成31年10月稼働予定】 【税務システムデータベースファイル】	【税務システムデータベースファイル】	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1. 特定個人情報ファイル名	【平成31年10月稼働予定】3. 税務システム データベースファイル	3. 税務システムデータベースファイル	事後	税務システムの再構築にあたり 製造工程後の修正
令和1年10月9日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織改正に伴う修正
令和1年10月9日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	組織改正に伴う修正
令和3年9月15日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム	システム1(旧税務システム)とシステム6(現行 税務システム)の併記	旧税務システムの記載を削除し、システム6をシ ステム1に繰り上げ。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和3年9月15日	Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9 条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第 一の主務省令で定める事務を定める命令第16 条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表第1の16の項	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 個人番号保管ファイル：番号法第19条第7 号及び別表第二の28の項(提供を受ける側) ※実施する 2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル ：番号法第19条第9号 ※実施しない 3. 税務システムデータベースファイル：番号法 第19条第7号及び同法別表第二の28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令第21条 ※実施する	番号法第19条第8号及び別表第2の28の項	事後	法改正に伴う修正のため、重 要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容	旧税務システムと現行税務システムの併記	旧税務システムに係る記載の削除	事後	旧税務システムに係る記載の 削除のため、重要な変更にあ たらない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (個人番号保管ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事後	旧税務システムに係る記載の 削除のため、重要な変更にあ たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (個人番号保管ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社四国支社	富士通Japan株式会社香川支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (個人番号保管ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	税務システムオペレーション業務	左記業務を削除し、委託事項3を2に繰り上げ。	事後	旧税務システムに係る記載の削除のため、重要な変更に当たらない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (国税連携システム賦課徴収等情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (国税連携システム賦課徴収等情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法及び⑧再委託の許諾方法	一般社団法人 地方電子化協議会	地方税共同機構	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (国税連携システム賦課徴収等情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年9月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (税務システムデータベースファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	富士通株式会社四国支社	富士通Japan株式会社香川支社	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (個人番号保管ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1 条 番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1 条 代理人の個人番号カード、通知カードと運転免 許証又は旅券等の写し	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律施行令(平成26 年政令第155号。以下「番号法施行令」という。) 第12条第1項、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律施 行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以 下「番号法施行規則」という。)第1条 番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則 第8条 本人の個人番号カードの写し等	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (国税連携システム賦課徴収 等情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	地方税法施行規則第2条の4第2号及び第3号の 規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回 線その他の電気通信設備に関する技術基準及び 情報通信の技術の利用における安全性及び 信頼性を確保するために必要な事項に関する 基準(平成25年総務省告示第206号)」	地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び 第3号に規定する電気通信回線その他の電気 通信設備に関する技術基準及び情報通信の技 術の利用における安全性及び信頼性を確保す るために必要な事項に関する基準(平成31年総 務省告示第151号。以下「総務省告示」という。)	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (国税連携システム賦課徴収 等情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	「電気通信回線その他の電気通信設備に関す る技術基準及び情報通信の技術の利用におけ る安全性及び信頼性を確保するために必要な 事項に関する基準」(平成25年総務省告示第 206号)	総務省告示	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (国税連携システム賦課徴収 等情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録	番号法第19条第8号及び第12号 番号法第19条第8号、番号法施行令第23条	番号法第19条第10号 番号法第19条第10号、番号法施行令第22条	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (国税連携システム賦課徴収 等情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール	安全性及び信頼性を確保するために必要な基 準として、内閣総理大臣が定める基準	内閣総理大臣が定める基準(平成27年内閣府 告示第447号。以下「内閣府告示」という。)	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (国税連携システム賦課徴収 等情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク2及びリスク3 リスクに対する措置の内容	安全性及び信頼性を確保するために必要な基 準として、内閣総理大臣が定める基準	内閣府告示	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 (税務システムデータベース ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1 条 番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1 条 代理人の個人番号カード、通知カードと運転免 許証又は旅券等の写し	番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則 第1条 番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則 第8条 本人の個人番号カードの写し等	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	「電気通信回線その他の電気通信設備に関す る技術基準及び情報通信の技術の利用におけ る安全性及び信頼性を確保するために必要な 事項に関する基準(平成25年総務省告示第206 号)」	総務省告示	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。
令和3年9月15日	Ⅴ 開示請求、問合せ	香川県総務部税務課 総務・課税グループ 香川県総務部広聴広報課県民室	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	その他 備考:障害者福祉関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報は統合宛名システム及び中間サーバーが記録している。税務システム上にはなし。	その他 備考:口座登録・連携ファイル関連情報、障害者福祉関係情報及び生活保護・社会福祉関係情報は統合宛名システム及び中間サーバーが記録している。税務システム上にはなし。	事前	重要な変更
令和5年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国税庁(税務署)	国税庁(税務署)、デジタル庁	事前	重要な変更
令和5年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	<中間サーバー> 符号、特定個人情報の照会の記録情報、生活保護受給有無、障害の等級 <統合宛名システム> 氏名、生年月日、性別、住所、特定個人情報の照会の連携記録情報、生活保護受給有無、障害の等級	<中間サーバー> 符号、特定個人情報の照会の記録情報、生活保護受給有無、障害の等級、口座登録・連携ファイル関連情報 <統合宛名システム> 氏名、生年月日、性別、住所、特定個人情報の照会の連携記録情報、生活保護受給有無、障害の等級、口座登録・連携ファイル関連情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年4月27日	V 開示請求、問合せ	香川県個人情報保護条例に基づき、同条例施行規則で定める様式により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 【写し等の交付を希望される場合】 ・香川県個人情報保護条例施行規則別表第2(第12条関係)による。 ・郵送による交付を希望される場合は、別表第2に定める金額のほかに、送付用郵便切手が必要。 【納付方法】 ・窓口での現金納付又は納入通知書による納付	個人情報の保護に関する法律に基づき、香川県個人情報保護規則で定める様式により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 【写し等の交付を希望される場合】 ・香川県個人情報保護条例別表(第3条関係)による。 ・郵送による交付を希望される場合は、別表に定める金額のほかに、送付用郵便切手が必要。 【納付方法】 ・窓口での現金納付又は納入通知書による納付	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年4月27日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成27年1月8日	平成30年5月15日	事後	直近の見直し時点への修正であり、軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月20日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更にあたらない。
令和7年1月20日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	法改正に伴う修正のため、重要な変更にあたらない。
令和7年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人番号保管ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	健康福祉総務課、障害福祉課、自治振興課	保健福祉総務課、障害福祉課、自治振興課	事後	組織改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人番号保管ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・入退室許可書(ICカード)で入退室管理を行っているサーバ室の中に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室権限を持つ者は限定されており、サーバ室内の行動は監視カメラで記録している。 ・サーバにアクセスする者はID及びパスワードで制御されており、ログ情報が保管・管理されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	・入退室許可書(ICカード)で入退室管理を行っているサーバ室の中に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入退室権限を持つ者は限定されており、サーバ室内の行動は監視カメラで記録している。 ・サーバにアクセスする者はID及びパスワードで制御されており、ログ情報が保管・管理されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人番号保管ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	データについては、税務システムにおいて上記の期間経過後を消去条件として設定し、消去する。 ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行うこととする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	データについては、税務システムにおいて上記の期間経過後を消去条件として設定し、消去する。 ディスク交換やハード更改等の際は、運用・保守を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。また、その際には職員が必ず確認を行うこととする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。
令和7年5月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(国税連携システム賦課徴収等情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ・アイ	事後	組織改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(税務システムデータベースファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	健康福祉総務課、障害福祉課、自治振興課	保健福祉総務課、障害福祉課、自治振興課	事後	組織改正に伴う修正
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人番号保管ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	<統合宛名システムにおける措置> ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(個人番号保管ファイル) 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 情報提供ネットワークシステ ムとの接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(個人番号保管ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<個人番号保管システムにおける措置> ・個人番号保管システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<個人番号保管システムにおける措置> ・個人番号保管システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ・サーバーが設置されている部屋の中の状況は、常時監視カメラで録画している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 - なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人番号保管ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<個人番号保管システムにおける措置> ・特定個人情報保管されるサーバー等は、他のシステムとはセグメントを分けられ、ファイアーウォールで守られた中に設置している。なお、本県のネットワーク自体が外部とファイアーウォールで分離されていることから、二重のファイアーウォールで守られていることとなる。また、外部からの不正アクセスを監視しており、外部への情報漏えいを未然に防ぐシステムとなっている。 ・税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報が保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとは、さらにセグメントを分けて厳重に管理している。 ・個人番号保管システムはログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ・個人番号保管システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<個人番号保管システムにおける措置> ・特定個人情報保管されるサーバー等は、他のシステムとはセグメントを分けられ、ファイアーウォールで守られた中に設置している。なお、本県のネットワーク自体が外部とファイアーウォールで分離されていることから、二重のファイアーウォールで守られていることとなる。また、外部からの不正アクセスを監視しており、外部への情報漏えいを未然に防ぐシステムとなっている。 ・税務情報を使用するシステムのサーバー及び端末はインターネットとの通信を遮断している。なお、その中でも特定個人情報が保管されるサーバーは、当該税務情報を使用するシステムの他のサーバーとは、さらにセグメントを分けて厳重に管理している。 ・個人番号保管システムはログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ・個人番号保管システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認している。 <統合宛名システムにおける措置> ・統合宛名システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策(税務システムデータベース ファイル) 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報への入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	<統合宛名システムにおける措置> ・香川県の中間サーバーと統合宛名システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、かつ、VPN等の技術を利用し団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・統合宛名システムと個人番号保管システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <中間サーバーの運用における措置> ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	事後	軽微な記載の見直しのため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(税務システムデータベースファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと統合宛名システム、庁内業務システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・特定個人情報の照会・提供等の記録を7年間、ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ等のログを3年間保管するとともに、保管している旨を周知することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<情報セキュリティ内部監査> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点に自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する監査（広聴広報課県民室） <国税連携システム（eLTAX）における措置> ・毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<情報セキュリティ内部監査> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点に自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する監査（広聴広報課県民室） <国税連携システム（eLTAX）における措置> ・毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 ・地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。
令和7年5月29日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	軽微な記載の見直しのため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061	事後	組織改正に伴う修正
令和7年5月29日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②連絡先	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065	事後	組織改正に伴う修正
令和7年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人番号保管ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	様式変更に伴う修正
令和7年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(国税連携システム賦課徴収等情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	様式変更に伴う修正
令和7年8月29日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務システムデータベースファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	様式変更に伴う修正